

事業報告書

(自 令和 7年 7月 1日 至 令和 8年 6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 翔武会
 ① ☐財団 ☒社団 (☐出資持分なし ☒出資持分あり)
 ② ☐社会医療法人 ☐特定医療法人 ☐出資額限度法人
☒その他
 ③ ☐基金制度採用 ☒基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 静岡市清水区新富町8番23号
 (主たる事務所)
 (従たる事務所)
- (3) 設立認可年月日 平成 2 年 11 月 15 日
- (4) 設立登記年月日 平成 2 年 11 月 22 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	高 良 俊 武	
理 事	高 良 広 美	
同	高 良 和 宏	
監 事	小 林 奈津子	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	高良眼科医院	32-10566 22132/0566	静岡市清水区新富町8番23号	

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当無し		

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7年 8月24日 令和6年度決算の決定

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) そ の 他

法人名 医療法人社団 翔武会
所在地 静岡市清水区新富町8番23号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 8年 6月30日現在)

1. 資 産 額	161,349 千円
2. 負 債 額	13,682 千円
3. 純 資 産 額	147,666 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	84,964
B 固 定 資 産	76,384
C 資 産 合 計 (A + B)	161,349
D 負 債 合 計	13,682
E 純 資 産 (C - D)	147,666

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有	☒ 賃借	☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)
建 物	(☐ 法人所有	☒ 賃借	☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)

令和8年8月23日

医療法人社団 翔武会

理 事 高 良 俊 武

監 事 小 林 奈 津 子

法人名 医療法人社団 翔武会
所在地 静岡市清水区新富町 8 番 2 3 号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 8年 6月30日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	84,964	I 流 動 負 債	13,682
II 固 定 資 産	76,384	負 債 合 計	13,682
1 有 形 固 定 資 産	24,523	純 資 産 の 部	
2 無 形 固 定 資 産	445	科 目	金 額
3 そ の 他 の 資 産	51,415	I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	137,666
		純 資 産 合 計	147,666
資 産 合 計	161,349	負債及び純資産合計	161,349

法人名 医療法人社団 翔武会
所在地 静岡市清水区新富町8番23号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 7月 1日 至 令和 8年 6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本 来 業 務 事 業 損 益	
1 事 業 収 益	246,862
2 事 業 費 用	246,620
本 来 業 務 事 業 利 益	241
事 業 利 益	241
II 事 業 外 収 益	842
III 事 業 外 費 用	153
経 常 利 益	930
IV 特 別 利 益	200
V 特 別 損 失	200
税 引 前 当 期 純 利 益	930
法 人 税 等 負 担 額	34
当 期 純 利 益	895

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 翔武会
理事長 高良俊武 殿

私は、医療法人社団 翔武会の令和7会計年度（令和7年 7月 1日から令和8年 6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年 8月23日

医療法人社団 翔武会

監 事 小 林 奈津子